



紙申請の場合

申請書類の配布先 大島公園事務所・大島支庁土木課・大島町役場

- 1 申請書類に必要事項を記入
- 2 下記まで申請書類を郵送

送付先: 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎19階中央
東京都環境局自然環境部計画課 キョン報奨金担当 あて

報 奨 金 支 払 い
ま での 流 れ

都

申請者

設置申込

現場確認

立会い

わな設置

見回り

捕獲通報

個体回収

お支払い

わなの設置

設置場所を決める際は
立会いしてください。

わなの見回り

原則、毎日の見回りを
必ずお願いします！

捕獲通報

捕まっていたら速やかに
ご連絡ください。
※連絡先: 03-5388-3419

報奨金の支払い

捕獲個体回収後、ご登録の
口座にお振込みします。
※翌々月を目途にお振込みします。

令和7年
9月8日^{から}

伊豆大島における
キョン捕獲の取組を
強化します！



キョン捕獲 報奨金制度

を開始します！

報奨金制度について

1個体回収につき **8,000円** 支給

対象者

伊豆大島在住の方（自宅の敷地等にわなを置ける方）
※都が設置したわながご自宅等にある方は、書類の提出により交付の対象になります。

報奨金交付条件

設置した張り網・箱わなの見回り・捕獲通報

東京都環境局 自然環境部計画課

キョン報奨金担当

●電話は9月1日から繋がります。

03-5388-3419

平日9時～12時/13時～17時
土日祝・年末年始除く

東京都

問合せフォーム

<https://logoform.jp/form/tmgform/1167618>



申請方法

申請開始は
9月8日
から！



アカウントの作成方法

1 QRコードまたは下記検索より申請フォームにアクセス

Q 東京都 キョン

申請
フォー
ム



2 アカウントの作成

既にアカウントをお持ちの方は不要です。



※画像はイメージです

3 各項目を入力



※申請後に都が委託した事業者から、わなの設置に関するご連絡をさせていただきます。

Q & A

Q1 わなの設置費用はかかりますか？

費用は都が負担します。

Q2 島内に居住していなくても(土地所有のみ)報奨金の対象となりますか？

毎日の見回りと通報が必要なので、対象となりません。

Q3 土地を借りている場合も報奨金の対象となりますか？

所有者の承諾が得られれば、対象となります。

Q4 住居等から離れた場所(農地等)の設置は可能ですか？

原則、毎日の見回りが可能であれば設置いただけます。

Q5 わなを置く場所などは決まっていますか？

住民の方の意向を伺い、都と設置事業者等で決定します。

Q6 申請してからどのくらいで設置されますか？

お申し込み後、順次設置事業者からご連絡しますので、お時間をいただく場合があります。

Q7 長期で不在にし、わなの見回りができないときはどうすればよいですか？

長期でご不在の場合は、キョン報奨金担当にご連絡ください。
設置事業者がわなを解除します。

Q8 夜間や休日でもキョンの回収に来てくれますか？

キョンの回収受付は平日9時から17時までです。ただし、16時以降の受付は翌日の
回収となります。原則、夜間や土日祝日は受付できません。

Q9 わなを移動させたい時はどうすればよいですか？

やむを得ない事情により変更を希望される際は、キョン報奨金担当にご相談ください。

Q10 回収までにキョンが逃げてしまったらどうなりますか？

報奨金の対象にはなりません。

本事業についての
詳細はこちら



東京都 キョン

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/kyon/